

同窓生の健康増進・生涯スポーツ活動助成金応募要項

愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会では、愛知学院大学文学部・心身科学部の卒業生ならびに、大学院修了生(以下、同窓生とする)が行っている健康増進・生涯スポーツ活動において、これらが同窓生の健康な生活の営みに資し、母校ならびに、同窓生の相互交流の継続・発展に役立つものに対しては、助成金を支給する。

1. 助成金支給の対象分野：

- ①同窓生個人による健康増進・生涯スポーツ活動(マラソン、トライアスロンなど)。
- ②同窓生が主宰ならびに、リーダーを務める任意団体による健康増進・生涯スポーツ活動(フットサルチーム、社会人野球 [ソフトボール] チーム、テニスサークル、ゲートボールなど)。

2. 応募資格：

- ①同窓生個人
- ②上記の者が主宰ならびに、リーダーとなっている任意団体。
- ③同一の個人、任意団体は2年連続して応募することはできない。

3. 助成金額：

1件につき、10万か、30万円(1会計年度あたり)。

4. 採択件数：

最大で10件まで。

5. 選考：

愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の同窓生を対象とした助成金給付委員会の審査の上選考。なお実務は学術育英部が担当する。

6. 選考結果の通知：

後日、文書で正式に通知する。

7. 申請書類・助成条件ならびに義務：

- ①別刷の「愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会活動助成金申請書」を提出する。
- ②上記に即した健康増進・生涯スポーツ活動を誠実に行うこと。
- ③助成を受けた健康増進・生涯スポーツ活動は、助成金を得た会計年度から1年以内に1度以上、書面ならびに、写真・映像資料にて、活動および、成果報告を愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会事務室に提出しなければならない。
- ④上記の③に関しては、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の開催時において、その

成果の口頭報告や展示報告などを求める場合がある。

- ⑤本助成金を受給した個人・任意団体が行う健康増進・生涯スポーツ活動において、試合ならびに、競技会などがあり、それへの無料参観券・入場券・招待券などがある場合には、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会事務室に寄贈・送付することを求める。なおそれらは、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の総会・懇親会開催時(および同窓会事務室)において無料頒布する場合がある。
- ⑥本助成金を得て行った各種活動に関しては、会報等にその内容を記載する場合がある。

8. 助成の取消：

助成金を受給者した個人・任意団体が次の各号の一に該当すると認められる場合は、給付を取り消し、給付金の返還を命ずることがある。

- ①虚偽の申請により、不正に給付を受けたと認められるとき。
- ②受給者または任意団体が受給年度にその活動を停止・中断し、受給資格を失ったとき。
- ③受給者が「7. 申請書類および助成条件ならびに義務」の各項を怠ったとき。
- ④愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会学術育英部が適当ではないと認めたとき。